

鎌田配管工事店安全協力会



鎌田配管工事店安全協力会 会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鎌田配管工事店安全協力会と称し、事務局を 株式会社鎌田配管工事店 本社事務所におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協調と親睦を図り、さらに株式会社鎌田配管工事店との協力関係を緊密にし、労働災害及び傷病の防止、安全衛生の推進に努めると共に、相互扶助を行うことを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を遂行する為、次の業務を行う。

- 1 安全衛生および災害防止の為の各種業務
- 2 交通安全に関する呼びかけ及び講習等の出席
- 3 火災予防に関する各種業務
- 4 作業場内の治安、風紀の維持への務め
- 5 作業場内のパトロールに関する事
- 6 安全衛生教育及び協議事項の周知徹底を図ること
- 7 各作業間の連絡及び調整に関する事
- 8 災害発生時の措置に関する事
- 9 契約の完全履行と責任遂行に万前を期し、会の内容充実を図ること
- 10 常に進歩的施工及び契約遂行に協力すること
- 11 各専門分野において技術を研究し、品質の向上を図ること
- 12 その他本会の目的達成に必要な事

第2章 役員

(役員)

第4条 本会には、次の役員をおくことができる。

会長…1名 副会長…2名 監事…若干名 会計…1名

会計監査…1名 事務局…鎌田配管工事店

第5条 本会の役員は次の会務を行う。

- 1 会長は本会を代表し会務を行う
- 2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはこれに代わる
- 3 監事は会長の指示をうけ本会の運営にあたり、会計を監査する

4 会計は本会の会計をつかさどる

第6条 本会の役員を選任と任期は次の通りとする。

- 1 役員は総会において選任する
- 2 役員の任期は一年とし、毎年3月をもって満了する。ただし、会社組織に変更のない限り、役員の再任を妨げない

第3章 会 員

(会員)

第7条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 株式会社鎌田配管工事店から直接発注を受け、安全協力会費を納入する請負者。ただし材料以外の物品納入業者は会員の資格から除外する
- 2 会長が必要と認めた者

(入会および退会)

第8条 本会への入会は、安全協力会費を納入するに至った月からとする。

会員で業務を怠り、又は対面を汚す行為をした者は、役員会の決議によりこれを除名することができる。

会員で退会を希望する者は、その旨を書面に届けるものとし、役員会承認の上、退会を認めるものとする。

第4章 会 議

(総会)

第9条 総会は毎年1回開催する。但し必要がある場合は臨時総会を役員会の決議により開催することができる。

第10条 次の事項は議会の議決を要する。

- 1 予算及び決算
- 2 会務及び会務計画の承認
- 3 役員を選任
- 4 規約の改正

(役員会)

第11条 役員会は第4条の役員で構成し、議長は会長がその任に当たり、構成員の3分の2以上の出席を以って成立するものとする。議事は出席人員の過半数で決する。

(臨時会議)

第12条 役員会の決議で必要とされた場合、会員招集の上で安全衛生に関する臨時会議を開催する。また臨時会議において、会長及び副会長が必要とすれば、会員以外の者も出席することができる。

第4章 会計

(会費)

第13条 本会の経費は会費並びに寄付金その他を以ってこれに当てる。
事務手数料として毎月1万円を協会から鎌田配管工事店へ納める。

第14条 会員より次に基づいて株式会社鎌田配管工事店より支払額に対し徴収する。

- 1 一月当たり支払総額5万未満・ 免除
- 2 一月当たり支払総額5万以上・ 0.20%

第15条 徴収日は株式会社鎌田配管工事店の支払規定に準じ、工事未払金との相殺を以って徴収に当てることがある。
本会からは会費徴収分の領収証を発行する。

(安全衛生用品の購買)

第16条 業務上の安全衛生に関わる物品は、会長あるいは副会長の承認のもと、会計係が発注業務を行う。この物品は株式会社鎌田配管工事店が受注する物件各所で使用することができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施工する。

この規定は、令和3年7月1日改訂。